

身分証明書としても利用できます

顔写真付き住民基本台帳カード

市では、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)のサービスの一つとして、住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。

住基カードには、顔写真付きと顔写真なしの2種類があります。特に顔写真付き住基カードは、金融機関などでの口座開設、戸籍の謄・抄本や住民票の請求などをする際に、公的な身分証明書として利用できます。

申請手続き

申請者本人が手続きをしてください。

※申請者が15歳未満の場合は、

申請場所

市民生活課、各支所

必要なもの

●運転免許証やパスポートなど、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(以下「顔写真付き証明書」)

※顔写真付き証明書を持っていない人は、健康保険証などを持参してください。

●印鑑

●写真(縦45mm×横35mmで上半身・無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの)

※申請窓口で無料撮影ができます。

住基カードの交付

●即日交付

市民生活課に、顔写真付き証明書と健康保険証などの証明書の両方を持参し、申請することで、即日交付が受けられます。

※午後4時までに手続きをしてください。

●後日交付

顔写真付き証明書以外で申請した場合や、各支所で申請した場合は、郵便により本人照会を行うため、後日交付となります。

手数料

500円

有効期限

10年間(在留期間のある外国人住民は、期間満了の日まで)

転入手続きの特例

住基カードの所有者が転出する場合、郵送により転出届けを済ませることで、窓口への届け出が転入時の1回で済みます。

注意事項

※転入の際は、住基カードを持参してください。

○記載内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

市民生活課または各支所に、住基カードと印鑑を持参してください。

○転出したときは、転入先の窓口で、住基カードを引き続き利用するための手続きをしてください。

○住基カードに衝撃を与えたり、折り曲げたりしないでください。

○住基カードを紛失・破損したり、盗難に遭ったりした場合、速やかに市民生活課または各支所に届け出てください。

住基カード取得で受けられます 公的個人認証サービス

国税の申告など、インターネットを利用する行政手続きに必要な「電子証明書」の交付が受けられます。利用するには、パソコンに接続するICカード読み取り機が必要です。

●申請手続き

申請者本人が手続きをしてください。

外国人住民の皆さんにも 交付します

外国人住民の皆さんにも7月8日から住基ネットの運用が開始され、住基カードが交付できるようになりました。

運用開始に伴い「住民票コード通知票」を対象者に送付しました。届いていない場合は、連絡してください。

問い合わせ先

市民生活課管理班

☎ 62・5325